

「登録建築物調査機関等の帳簿について電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない国土交通大臣が定める基準」を制定する告示案概要

## 1. 趣旨

第 169 回国会において、エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成 54 年法律第 49 号）の一部が改正され、登録建築物調査機関等が制度化された。

登録建築物調査機関及び登録講習機関が電磁的方法により帳簿の保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準について、所要の事項を定めることとする。

## 2. 概要

電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準は以下の通りとする。

### (1) ログ

情報システムには、データの保存及び更新時に、保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること等

### (2) アクセス

情報システムには、個人別の ID、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること等

### (3) バックアップ

情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を定めた上で行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること等

### (4) セキュリティ対策等

外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること等

### (5) スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）による読取に係る取扱い

作業責任者の明確化等スキャナによる読取に係る運用管理規程を定めること等

### (6) 情報システムの運用管理

情報システムの管理には、管理責任者を定めること等

### (7) 情報システムの点検・監査

情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと等

## 3. 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日